子 保 第 2836 号
令和４年３月１８日

保護者の皆様へ

八千代市長　服部　友則
（ 公 印 省 略 ）

**新型コロナウイルス感染症に係る登園自粛要請期間終了後の保育園等の対応について**

日頃より，保育園等における新型コロナウイルス感染症対策について，格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，本市では感染者数の急増と共に保育園等の休園が増加したことを受け，施設内での感染拡大を防止するため，令和４年２月１日より登園自粛のご協力をお願いしているところです。

今般，まん延防止等重点措置が終了されることとなり，本市の状況として，施設が休園となる感染者数は減少傾向にありますことから，**令和４年３月２１日をもって登園自粛要請を終了いたします。**

しかしながら，感染者の報告は依然として続いており，保育の実施にあたっては，引き続き感染防止対策に努めることが必要となりますことから，登園自粛要請期間終了後の対応について，改めて下記のとおりといたします。

今後も安心安全な保育を継続するため，より一層の感染拡大防止に取り組んでまいりますので，引き続きご理解，ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

**１．登園自粛期間終了後の対応（令和４年３月２２日から）**

登園自粛期間は終了となりますが，今後長期に渡り新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に努めた保育園の利用にご協力いただくことが必要となります。

保育園等の利用にあたっては保育の必要性がある時間及び児童の発育に必要な時間の利用とし，保育園での滞在時間を少しでも短縮いただくようお願いするとともに，園児本人，また同居のご家族が体調不良の場合は，登園を控えるようお願いいたします。

なお，このご協力は，適切な保育の利用をお願いするものであり，保護者様に現状の就労時間の短縮や育児休業取得者の利用制限等を求めるものではありません。

**２．登園自粛期間終了後の自主的な登園自粛について**

登園自粛要請期間終了後については，自主的に登園を控えた場合でも保育料の還付対象とはなりませんのでご留意ください。

【問い合わせ先】
八千代市役所子ども部子ども保育課　幼稚園・保育園班
TEL　047-421-6752（直通）